

| 現行（令和2年8月） | 修正案（令和6年1月時点） | 備考 |
|---|--|----|
| <p>第9章 水防施設及び輸送</p> <p>第1節 水防倉庫及び水防資機材</p> <p>第1 町の水防倉庫及び水防資機材</p> <p>町内の水防倉庫及び水防資機材は、資料7のとおりである。</p> <p>なお、水防資機材については、町が保有するもののほか、必要に応じて民間から調達するものとする。</p> <div data-bbox="691 506 1397 548" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料7 水防倉庫及び水防資機材</div> <p>第2 水防資機材の調査等</p> <p>水防管理者（町長）は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防用資機材を保有する資材業者の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。</p> <p>第3 道の水防資機材</p> <p>水防管理者（町長）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、水防活動に必要な水防資機材に不足が生じ、他に調達の方法がないときは、オホーツク総合振興局長に北海道網走地区防災資器材備蓄センターの資機材の払い出しを申請することができる。</p> <p>第2節 輸送の確保</p> <p>第1 水防管理者（町長）の措置</p> <p>水防管理者（町長）は、水防資機材の調達及び作業員等の輸送を確保するため、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。</p> <p>第2 輸送計画</p> <p>水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、町地域防災計画第5章第15節「輸送計画」に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> | <p>第9章 水防施設及び輸送</p> <p>第1節 水防倉庫及び水防資器材</p> <p>第1 町の水防倉庫及び水防資器材</p> <p>町内の水防倉庫及び水防資器材は、資料6のとおりである。</p> <p>なお、水防資器材については、町が保有するもののほか、必要に応じて民間から調達するものとする。</p> <div data-bbox="1961 506 2668 548" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;">資料6 水防倉庫及び水防資器材</div> <p>第2 水防資器材の調査等</p> <p>水防管理者（町長）は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。</p> <p>第3 道の水防資器材の使用</p> <p>水防管理者（町長）は、災害時、水防活動に必要な水防資器材に不足が生じ、他に調達の方法がないときは、オホーツク総合振興局長に北海道網走地区防災資器材備蓄センターの資器材の払い出しを申請することができる。</p> <p>第2節 輸送の確保</p> <p>第1 水防管理者（町長）の措置</p> <p>水防管理者（町長）は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。</p> <p>第2 輸送計画</p> <p>水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、町地域防災計画第5章第15節「輸送計画」に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。</p> | |